

広島県告示第七七七号

平成十七年広島県告示第千二百九十八号（建築基準法の規定による特定工程及び特定工程後の工程の指定）の一部を次のように改正する。

平成十九年六月二十日

広島県知事 藤 田 雄 山

本文中「第七条の三第一項」を「第七条の三第一項第二号」に改める。